

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託している。委託を行うにあたっては、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例に基づき港区個人情報保護運営審議会に諮問するとともに、再委託を行う場合には事前協議の中で再委託先の安全管理措置を確認して承認している。また、委託先において特定個人情報を取り扱う担当者を必要最小限に限定するとともに氏名報告を義務付けて、アクセス制御を行うほか、情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の個人情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。

評価実施機関名

港区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年6月28日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	港区は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に従い予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等)を行うものである。予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ● 予防接種の実施対象者の把握 ● 予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ● 予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ● 予防接種による健康被害救済に関する事務 ● マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ● 予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ● 予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・ 予防接種対象者の抽出 ・ 予診票の発行 ・ 予診票送付履歴の照会 ・ 予防接種履歴の照会 ・ 勧奨通知発送用未接種者抽出 ・ 各種帳票の出力 ・ 予防接種履歴のエラーチェック及び登録(手入力、パンチデータ取り込み) ・ 委託料の計算処理 ・ 国などへ報告する数値の算出 ・ 統計分析機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	システム共通基盤
②システムの機能	【団体内統合宛名管理システム(共通宛名)】 1. 宛名管理機能 住民記録システムから取得した住記データを、統合宛名データベースに反映を行う。 2. 団体内宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3. 団体内宛名番号の変更機能 個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の、団体内統合宛名番号の変更を行う。 4. 符号管理機能 符号取得要求、符号取得依頼受信等を行う。 【住民情報・年金特徴情報照会システム】 1. 住民情報照会機能: 住民登録者の住民記録情報を照会する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム3		
①システムの名称	中間サーバー連携システム	
②システムの機能	情報提供機能 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に規定された機関の事務からの提供情報の受領と、中間サーバーへの情報提供を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (中間サーバー)	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者と接種状況を把握することにより、接種券、予診票の適切な発行時期を管理するとともに、予防接種の実施状況や接種率を的確に把握するため。また、予防接種後健康被害が発生した際には、適切な救済を行うため。
②実現が期待されるメリット	接種率の低い感染症については、接種勧奨を行い、当該感染症の発生及び蔓延を防止する。接種履歴を把握することで、接種時期や年齢、回数や接種間隔等の誤り事故を防止し、健康被害の発生を防ぐとともに、健康被害発生時には接種状況等の確認、救済後の継続的給付時の現況確認を迅速に行える。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号。以下、「番号条例」という。) 第4条 別表第一 第18項、第19項、第20項 別表第二 第19項、第19の2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 第16の2項、第16の3項、第115の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 3 番号条例 第4条 別表第一 第18項、第19項、第20項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

預防接種台帳

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者	
	その必要性	予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種の実費徴収、予防接種による健康被害救済事務等を正確かつ効率的に実施し、重複通知の予防や未接種者への勧奨等に利用している。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号・・・手続時点において同一人の確認・特定をよりの確に行うため。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定のほか、庁内の他事務のシステムと必要な情報を連携するため。 【連絡先等情報】 ・4情報、連絡先(電話番号等)・・・予防接種の対象者に連絡・確認を行うため。 ・その他住民票関係情報・・・予防接種の対象者であることを正確に特定するため。 【業務関係情報】 ・健康・医療関係情報・・・予防接種の適切な実施及び接種履歴を管理するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・予防接種の費用負担有無を確認するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月	
⑥事務担当部署	みなと保健所保健予防課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (区民課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()
②入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③入手の時期・頻度	・医療機関で実施した予防接種に関する記録を月1回医療機関より回収した医師会より取得。23区間の協定に基づき他区で接種した港区民の予防接種に関する記録は、他区から年2回取得する。 ・港区が発行した予防接種実施依頼書に基づき他自治体で実施した予防接種に関する記録は、申請者が提出した接種証明等他自治体からの実施報告書により随時取得する。 ・現住者の住民票関係情報は、システム共通基盤を経由して住民基本台帳システムから随時取得する。 ・転入者等の予防接種記録については、情報提供ネットワークシステムを介して他自治体に情報照会する都度随時取得する。 ・生活保護、身体障害者手帳情報については、所管する部署から任意予防接種の予診票発行時に取得する。 ・予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により取得する。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、予診票発行の申請時に取得する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 接種費用の助成申請で公金受取口座での受取希望が生じる都度 予防接種健康被害救済申請及び障害年金申請で公金受取口座での受取希望が生じる都度
④入手に係る妥当性	・予防接種に関する記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されてるとおり記録・保管する目的で取得。 ・住民票関係情報については、住民基本台帳法本人情報確認事務であるため、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、住民記録台帳システムから随時取得。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請情報は、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に基づいて取得。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・港区からの転出者について、転出先市区町村へ港区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 番号法第9条第1項 別表第一の第10項、第93の2項、第19条第8号 別表第二の第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項、番号法別表第二の主務省令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2、番号条例 第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項を根拠としている。

⑤本人への明示		・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種票においても、接種済の予防接種票が区に提出されることを明記し、本人（親権者）から署名を得た上で取得。 ・住民票関係情報、身体障害者手帳情報および生活保護情報については、港区個人情報保護条例第18条第1項第2号及び第4号、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2第2項及び第3項に基づく別表第2項番19に目的外利用と庁内連携として明記されている。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に明記されている。 ・他自治体で予防接種を実施する際の予防接種に関する記録の入手については、区発行の依頼文に、実施した予防接種に関する記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 本人の意思と同意を明確にするため、助成や救済にかかる申請書には、「振込口座記入及び通帳等コピー提出」または「マイナンバー記入及び口座情報利用の同意」を選択記載できることを記載して、同意の確認を行っている。
⑥使用目的 ※		住所・氏名・生年月日・性別の4情報とマイナンバーにより予防接種事業対象者を特定し、予診票等の帳票印刷や予防接種記録の管理や情報提供を行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	みなと保健所保健予防課 みなと保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当
	使用者数	50人以上100人未満 [] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・予防接種対象者管理 氏名・生年月日・性別等により対象者の条件を設定し、対象者データ抽出を行う。 ・予診票発行事務 ・予防接種記録作成 予防接種データを取り込み、予防接種台帳に記録するほか、統計情報の抽出に使用する。 ・接種勧奨事務 ・予防接種証明（記録）発行事務 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 港区からの転出者について、転出先市区町村へ港区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 申請書で公金受取口座での受取希望（同意）があった場合、情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、申請書の口座情報欄に転記する。
	情報の突合 ※	内部事務においては、識別番号、氏名、住所、年齢、生年月日、性別により突合 他自治体への提供、照会の場合のみ個人番号を利用する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 港区からの転出者について、港区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、港区の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	予防接種法施行令第7条に基づき予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告するが、個人を特定できる情報は取り扱わない。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種後健康被害救済制度における給付の決定（審査、決定は国）
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件	
委託事項1		健康管理システムの保守・改修業務	
①委託内容		健康管理システムの保守・改修業務を、開発業者へ委託している。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	健康管理システム等で管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (港区の管理区域で直接取り扱う)	
⑤委託先名の確認方法		委託先については、入札結果として港区ホームページ上で公開している。	
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		システム共通基盤の保守委託	
①委託内容		システム共通基盤の保守作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者	
	その妥当性	システム共通基盤の保守作業を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		委託先については、入札結果として港区ホームページ上で公開している。	
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。	
	⑨再委託事項	システム共通基盤の保守作業の一部を再委託する。	
委託事項3		システム運用にかかるオペレーション業務委託	
①委託内容		ジョブスケジューリングやバッチ処理監視、帳票印刷等のシステム運用作業等	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者	
	その妥当性	システム運用にかかるオペレーション業務を委託するため、システム運用に係る全範囲が対象となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先については、入札結果として港区ホームページ上で公開している。	
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。	
	⑨再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷、アクセスログ開示請求運用等のシステム運用作業等	

委託事項4		中間サーバー連携システムの保守・運用
①委託内容		中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者
	その妥当性	中間サーバー連携システムの保守作業を委託するため、システム運用に係る全範囲が対象となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先については、入札結果として港区ホームページ上で公開している。
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑨再委託事項	中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等

委託事項5		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔 特定個人情報ファイルの一部 〕	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		〔 10人以上50人未満 〕	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人から 〔 ○ 〕その他 （ の電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	
⑤委託先名の確認方法		委託先については、政府調達情報での公開情報及び特定個人情報保護評価書への記載により確認できる。	
⑥委託先名		株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二第16項の2 別表第二主務省令 第12条の2
②提供先における用途	定期予防接種の接種歴の照会
③提供する情報	定期予防接種の接種日、ワクチン種別、ワクチン名(ヒトパピローマウイルス感染症、ロタのみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

		<区における保管場所の措置> データセンターにおいて特定個人情報を保管し以下対策を実施。 外部進入防止：外周赤外線センサー監視 24時間有人監視 監視カメラ 入退館(室)管理：管理ICカードによる入館管理 管理ICカード＋静脈認証による共連れ防止入退室管理 不正持込・持ち出し防止：所持品検査 センター職員によるラック開閉管理 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 マイナンバー及び公金受取口座情報を記載した申請書については、管理台帳に申請日、照会日等の特定個人情報取得日、保存年限、保管場所、取扱者名を記載して、施錠できる書棚に保管する。
②保管期間	期間	<選択肢> [20年以上] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務及び予防接種後健康被害救済制度の給付事務において長期間保管する必要が有る。
③消去方法		<区における措置> 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報等の重要な情報資産については物理的破壊またはデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 <中間サーバーにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバーの保守・運用事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバーの保守・運用事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ①港区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ②港区の領域に保管されたデータは、他機関からは消去できない。 ③クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種台帳

(基本情報)

- 1 宛番号
- 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 世帯主情報
- 6 続柄
- 7 住民となった日
- 8 住民となった理由
- 9 住所情報
- 10 住所を定めた日、届出日
- 11 住民登録消除に関する情報
- 12 住民区分(日本人・外国籍)
- 13 外国人住民となった日、届出日

(予防接種履歴情報)

- 1 予防接種種別コード
- 2 接種期・回数
- 3 ワクチンロット番号
- 4 接種日・予診日
- 5 医療機関コード
- 6 区名コード
- 7 混合ワクチン種類
- 8 予診フラグ
- 9 支払月
- 10 医療機関所在地フラグ
- 11 経過措置フラグ
- 12 ワクチン種類
- 13 自己負担区分
- 14 ワクチン名称

(生活保護受給状況・障害者手帳取得情報)

- 1 生保区分(障害者手帳情報を含む)

(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目)

- 1 自治体コード
- 2 接種券番号
- 3 接種状況(実施 未実施)
- 4 接種回
- 5 接種日
- 6 ワクチンメーカー
- 7 ロット番号
- 8 ワクチン種類(※)
- 9 製品名(※)
- 10 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- 11 証明書ID(※)
- 12 証明書発行年月日(※)

※は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	接種券・予診票への記載項目は必要最小限とし、個人番号は記載しない。申請受付に不必要な書類は受理しない。通知、接種券、予診票等の発送にあたっては、住民登録地以外へは原則として送付しない。予防接種を実施する委託医療機関において本人確認を行い、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住民基本台帳システム及び福祉総合システムからシステム共通基盤を経由して入手する情報については、予め定められたデータ仕様に基づき、必要な情報のみをシステムで自動連係している。個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー、事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講とeラーニングの実施を全員に義務付けている。また、年度途中で新規に業務に携わる者についても、業務に携わる前に研修を実施する。情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。 また、年に1回所属長による組織点検、特定個人情報取扱者による年に2回の自己点検を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・個人番号）に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ICカードによる識別とパスワードによる認証を実施するとともに、アクセスログの内部監査を実施している。 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、書面にて本人又は法定相続人による届出のみを受領することとし、受領の際には本人又は法定相続人の本人確認書類及び個人番号の確認を徹底している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	予防接種台帳の住民情報は、住民基本台帳システムからシステム共通基盤を経由して自動連係しているため、本人確認が行われた情報を取得している。 医療機関、他自治体から入手した予防接種情報は、接種券、予診票に記載された宛名番号に基づき健康管理システムで突合、確認を行っている。 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の本人確認書類及び個人番号カードの確認を徹底している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	予防接種台帳の住民情報は、住民基本台帳システムからシステム共通基盤を経由して自動連係しているため、真正の個人番号を取得している。 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の個人番号カード若しくは個人番号記載の住民票により真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	予防接種後健康被害救済制度の申請により入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保している。 正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を確保するとともに訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	予防接種後健康被害救済制度の申請書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、区の規程により定められる期間、施錠して保管する。 健康管理システムを利用するには、ICカードとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外に権限を与えていない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
接種券、予診票等の帳票については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、個人番号を記載しない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	個人番号を照会するのは、システムの総合照会画面に限られ、あらかじめ照会できる権限を与えられたユーザー及び業務以外では照会できない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	予防接種業務と他業務間においては、事務に必要な情報について定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはないよう設定している。	
その他の措置の内容	個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー、事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講とeラーニングの実施を全員に義務付けている。また、年度途中で新規に業務に携わる者についても、業務に携わる前に研修を実施する。情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。 また、年に1回所属長による組織点検、特定個人情報取扱者による年に2回の自己点検を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	健康管理システムの利用が可能な職員を特定し、ICカードとパスワードによる認証を行っている。 認証後は各システムの利用機能ごとに利用認可を設定し、職員ひとりひとりにシステム上で利用可能な機能を設定して、不正利用が行えない権限設定を実施している。 不正なアクセスが行われないように、端末の操作記録であるアクセスログを取得して、保管している。	

アクセス権限の発効・失効の管理		☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合は、所属長の承認を受けてシステムに反映させている。また、承認期間は最長1年とし、毎年任用期間や委託期間を明示する書面を添えて再申請が必要な運用としている。 失効管理: 人事異動等により失効者が出た場合には、所属長の承認を受けてシステムに反映させるとともに、処理の遅れが出ないように人事システムからも職員情報を連携して随時更新を行っている。特に任期の定めがある臨時職員・非常勤職員や委託事業者の従事者については、発行申請時に提示された任用期間または、委託期間を超えて利用できないよう自動失効させており、期間の延長は再度発行申請によることとして、失効の手続き漏れを防いでいる。		
アクセス権限の管理		☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	ICカードについて、利用者を年度ごとに名簿管理し、業務外には施錠できる書庫で保管している。人事情報を入力し、それをもとに権限表を作成する。システム担当者が権限表により発効管理・失効管理を行っており、毎年の年度当初までに内容を確認している。 大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理として、事前検証(リハーサル)を行っている。		
特定個人情報の使用の記録		☐ 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番号、4情報 端末から参照、更新した場合の操作記録であるアクセスログを記録している。記録は7年間保存しており、記録を検査・分析し、不正なアクセスがないことを確認している。 業務所管課設置の端末には、特定個人情報ファイルを保存できないようシステムで制限をかけている。 特定個人情報のバックアップデータ及び操作記録は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできるように制限をかけている。		
その他の措置の内容		データベース内では個人番号を保有するテーブル(表)と個人情報を保有するテーブル(表)は別になっており、個人番号を利用しない事務の担当職員は、個人番号を保有する場所にはアクセスできない仕組みとしている。		
リスクへの対策は十分か		☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容		個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー、事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講とeラーニングの実施を全員に義務付けている。また、年度途中で新規に業務に携わる者についても、業務に携わる前に研修を実施する。情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。 また、年に1回所属長による組織点検、特定個人情報取扱者による年に2回の自己点検を行っている。		
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	業務主管課設置の行政系端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 健康管理システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる仕組みになっている。 個人番号等を保持するテーブル(表)と住民情報等を保持するテーブル(表)は別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスしない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
区の情報セキュリティ研修については、派遣事業者及び指定管理事業者の責任者にも毎年参加を義務付けており、事業者の事務従事者全員に対しても職員と同じeラーニング受講と区の研修を受講した責任者による内部研修実施を義務付けている。 情報セキュリティ研修においては、標的型メールや委託事業者による情報漏えい等、最新セキュリティ事故の実例をあげるとともに、特定個人情報の業務外利用禁止や漏えい時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)、アクセスログが確実に記録されていること等、従業者に周知徹底している。 スクリーンセーバ等を利用して長時間にわたり個人情報を表示させないようにしている。 行政系端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。		

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	業者選定時に選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認する。 仕様書には、プライバシーマークを取得している会社に委託先を限定するなど、委託先の安全管理体制と安全管理措置の内容等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件にしている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	作業者を限定するために、委託業者の従事者名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録をアクセスログとともに、港区情報安全対策実施手順の規定により7年間保存している。 委託業務の実施状況について定期的に報告を受け、記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で定められた事項、及び港区情報公開条例、港区個人情報保護条例、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例、港区情報安全対策指針、港区情報安全対策実施手順等に従いルールを遵守する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先のデータセンター等への定期的な視察、監査を行う。 日常運用においては、港区情報安全対策手順に規定された申請や承認ルールを遵守して事務が執行されていることを定期的にチェックする。 再委託先以外の他者に提供してはならないよう契約している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。また、書面にて、破棄、消去の方法、完了日等を報告させ、必要に応じて職員が実地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに従った違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止し、事前の再委託協議を義務付けている。委託先と同等のリスク対策を実施するよう、再委託の協議書と契約特記事項において、受注者が負うべき義務を再委託先も同様に負うことを明記している。	
その他の措置の内容	システム利用履歴(ログ)を7年間保存している。 特定個人情報及び個人情報を取り扱う事務の委託について、初回の契約締結前に港区個人情報保護運営審議会に諮問し、承認を受けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
区の情報セキュリティ研修については、委託事業者の責任者にも毎年参加を義務付けており、事業者の事務従事者全員に対しても職員と同じeラーニング受講と区の研修を受講した責任者による内部研修実施を義務付けている。 情報セキュリティ研修においては、標的型メールや委託事業者による情報漏えい等、最新セキュリティ事故の実例をあげるとともに、特定個人情報の業務外利用禁止や漏えい時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)、アクセスログが確実に記録されていること等、従業者に周知徹底している。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみで、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムの連携データ内に記載された連携日時記録であるタイムスタンプにより確認できる。これらの記録は、港区情報安全対策実施手順の規定により7年間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の登録簿を整備して公開し、適正な利用を定期的に登録簿から確認できるようにしている。	
その他の措置の内容	情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法及び番号条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止している。 他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携では、番号法及び番号条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。 移転に関する連携システムでの十分な検証を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報セキュリティ研修に重ねて、番号制度施行前研修において、特定個人情報の法定利用及び条例独自利用にかかる規定、業務外利用や情報漏えい時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)等、従業者に周知徹底している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに情報照会を行う場合には、中間サーバー連携システムやシステム共通基盤での照会結果改竄は行わないことで、中間サーバーから入手したものと同一の内容であることを担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに情報照会を行う場合には、中間サーバー連携システムやシステム共通基盤での照会結果改編は行わないことで、中間サーバーから入手したものと同一の内容であることを担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的 to 実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。 ④照会した業務端末に照会情報を保存できないよう、システムで制限をかけている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、きわめて慎重に取り扱うべき特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに提供される情報は、入力後の照合作業等により正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない

④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<区における措置> 特定個人情報データセンターに設置した専用サーバーに保管し、次の対策を実施している。 ①外部侵入防止として、外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ設置。 ②入退館(室)管理として、管理用ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共通(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。 ③不正持込・持出防止のため、金属探知機及びセンター職員による所持品検査、生体認証とセンター職員によるラック開閉管理、防犯用DRタグによる媒体管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<区における措置> ①ネットワークは不正アクセス防止のため、業務系専用ネットワークで結ぶと共にファイアウォールを設置している。 ②サーバーにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを随時更新すると共に、サーバー及び端末のウイルススキャンを日次で行っている。 ③導入しているオペレーティングシステム及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ④業務系端末には個人情報等を保管できないよう、システムで制限をかけている。 ⑤区では情報処理システム導入当初より業務用端末の外部接続を禁止しており、業務用端末はインターネットに接続していない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているオペレーティングシステム及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者も現存者と同様の管理となっている。	
その他の措置の内容	・漏えい防止のため、特定個人情報ファイルの利用・複製は強固なセキュリティを有するファイル連携サーバ上のみ可能とし、アクセス制限やアクセスログの保存を行っている。 ・滅失・毀損防止のため、特定個人情報ファイルを保有するサーバは、多重のバックアップ機能を備えたものとしている。 ・事故発生時の手順は、情報安全対策実施手順に定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムにより、随時異動情報を連携することで最新の情報であることを担保している。また、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムと住民記録システムの整合性点検を行っており、それによる修正情報も随時連携されている。 生活保護関係情報、障害者情報等、必要な情報については、毎年情報を入手し、予防接種費用の自己負担額決定を行うことで、最新の情報であることを担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	サーバ、端末（パソコン）、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。	
その他の措置の内容	データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を自己点検する。 内部監査チェックリスト及びセキュリティ自己点検チェックリストを用いて、特定個人情報を取扱う従事者全員が定期的に点検作業を行う。
②監査	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・外部監査 民間機関等より調達する外部監査事業者による情報セキュリティ監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		職員及び事業所派遣者に対しては、初任時及び1年ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。各責任者については、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 委託業者に対しては、契約で区と同等の安全管理措置を求めており、従事者に対する個人情報保護に関する研修の実施や秘密保持契約の締結を義務付けている。 セキュリティ研修については、当該事務に着任時に行う他、研修1回と自己点検2回を毎年実施。特定個人情報の不適切な扱いは重い罰則が規定されているため、研修は具体的かつ丁寧に実施している。 正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知している。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうるこ

3. その他のリスク対策

区では、情報漏えいなどの万一の事態に備え、次の対策に取り組んでいる。

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための安全管理措置を定め、組織体制を整備している。

特定個人情報等を取り扱う各部署の任務分担や責任を明確化し、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損等の発生又は兆候を把握した場合や、事務担当者が取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合に、職員が直ちに責任者等へ報告することを義務付けている。

委託事業者についても区の安全管理措置と同等の措置を講ずることを契約で義務付け、事故発生時における報告や調査への協力、公表措置及び損害賠償、並びに従業者への教育訓練や監督等を義務付けている。

【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】

助成や救済にかかる申請書には、「振込口座記入及び通帳等コピー提出」または「マイナンバー記入及び口座情報利用の同意」を求めて、同意確認を明確にするとともに、照会は申請の都度行って申請書に転記し、特定個人情報を記載した申請書としてシステムへの登録は行わず、帳票での適切な管理を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒108-8315 東京都港区三田1丁目4番10号 みなと保健所 保健予防課
②請求方法	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 複写経費実費のみ現金納付、A4判片面1枚10円) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	健康管理システム
公表場所	港区ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話番号 03-6400-0081
②対応方法	問合せを受けた場合は、問合せ内容と対応経過について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる区民意見募集を実施
②実施日・期間	令和4年11月14日～12月14日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年11月2日(諮問)、令和5年2月3日(答申)
②方法	港区個人情報保護運営審議会に諮問し、第三者点検を受けて答申を受ける
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務	(前略) ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)による予防接種対象者及び接種券情報、予防接種記録の登録管理事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	事後	システム機能を緊急に追加したため、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)適用対象とするとの通知があったため。 (以降、令和3年12月1日の変更については「緊急時の事後評価適用対象」と記載する。)
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムにおいて使用するシステム5 ①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS)	(前略) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	(前略) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2 第59条の2 (後略)	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 16の3 115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2 第59条の2 (後略)	事前	番号法別表第二改正に基づく情報提供ネットワークシステムへの接続開始前
令和3年12月1日	I 基本情報 (別添1)事務内容	—	【図の変更点】 予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記した。 「③他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分について、特定個人情報の流れを記載した。	事後	番号法第19条第16号(緊急事態条項)適用に際して、本人同意を得ることが困難な場合に該当するとの見解が国から示されて、本人同意が不要となったため(以降、「本人同意不要の通知により」と記載します。)、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)	[O]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 (後略)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 (後略)	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)(後略)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)(後略)	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・港区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	・港区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 (後略)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 (後略)	事後	緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、港区の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・港区からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、港区の接種記録と突合する。	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	VRSを用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他 LG-WAN回線を用いた提供	[○]その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (中略) 主なセキュリティ対策として、①論理的に区分された港区の領域にデータを保管する、②当該領域のデータは暗号化処理をする、③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している、④国、都道府県からは特定個人情報アクセスできないように制御している、⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (中略) 主なセキュリティ対策として、①論理的に区分された港区の領域にデータを保管する、②当該領域のデータは暗号化処理をする、③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している、④国、都道府県からは特定個人情報へアクセスできないように制御している、⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している、⑥(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についての措置) ①転入者本人から個人番号を入手する場合 港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村から個人番号を入手する場合 港区からの転出者について、区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (後略)	(前略) (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についての措置) ①転入者本人から個人番号を入手する場合 港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村から個人番号を入手する場合 港区からの転出者について、区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村から接種記録を入手する場合 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、港区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (後略)	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(前略) ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(前略) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ⑤(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(前略) また、年に1回所属長による組織点検、特定個人情報取扱者による年に2回の自己点検を行っている。	(前略) また、年に1回所属長による組織点検、特定個人情報取扱者による年に2回の自己点検を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(前略) 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の本人確認書類及び個人番号カードの確認を徹底している。	(前略) 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の本人確認書類及び個人番号カードの確認を徹底している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(前略) 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の個人番号カード若しくは個人番号記載の住民票により真正性を確認している。	(前略) 予防接種後健康被害救済制度の申請の際には、本人又は法定相続人の個人番号カード若しくは個人番号記載の住民票により真正性を確認している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限とするため、以下の3つに限定している。 ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 (後略)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限とするため、以下の3つに限定している。 ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 (後略)	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意し、この確認事項に基づき、ワクチン接種記録システムに係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託している。 ●確認事項に規定されている事項 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意し、この確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託している。 ●確認事項に規定されている事項 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号を提供する際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号を提供する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	本人同意不要の通知により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号を提供する際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信するため、誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	（前略） ⑥LG-WAN 端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	（前略） ⑥LG-WAN 端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和3年12月1日	1. 監査 ②監査 具体的な内容	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	事後	デジタル庁設置に伴う組織改正のため
令和3年12月1日	1. 監査 ②監査 具体的な内容	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	事後	デジタル庁設置に伴う組織改正のため
令和3年12月1日	2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行っている。	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行っている。	事後	デジタル庁設置に伴う組織改正のため
令和3年12月1日	3. その他のリスク対策	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築している。	（前略） ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築している。	事後	デジタル庁設置に伴う組織改正のため
令和4年5月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	I 基本情報 (別添1)事務内容	—	【図の変更点】 予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記した。(図内最下段、橙の点線で囲んだ部分)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)	[○] その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 (後略)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 (後略)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ (前略) ・港区からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) (後略)	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ (前略) ・港区からの転出者について、転出先市区町村へ港区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) (後略)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・港区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	・港区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 港区からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、港区の接種記録と突合する。	(前略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 港区からの転出者について、港区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、港区の接種記録と突合する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	[○]その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (中略) ⑥(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (中略) ⑥(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 ⑦(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についての措置) (中略) ②転出先市区町村から個人番号を入手する場合 港区からの転出者について、区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (中略) ⑤(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(前略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についての措置> (中略) ②他市区町村から個人番号を入手する場合 港区からの転出者について、区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (中略) ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能を利用する場合 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(前略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(前略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク、委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク、委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク、委託契約終了後の不正な使用等のリスク、再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意し、この確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。 ●確認事項に規定されている事項 (後略)	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意し、この確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。 ●確認事項に規定されている事項 (後略)	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号を提供する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために他市区町村へ個人番号を提供する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供する際は、転出元市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供する際は、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 特定個人情報を提供するものは、転出元市区町村から港区への転入者の接種記録を入手するために転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する場合のみとし、必要最小限に限定している。	(前略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 特定個人情報を提供するものは、転出元市区町村から港区への転入者の接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場合のみとし、必要最小限に限定している。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(前略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書オンライン電子交付機能) ⑨証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ⑩キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	システム機能追加により、緊急時の事後評価適用対象
令和4年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) ●予防接種の実費徴収に関する事務 (後略)	(前略) ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 (後略)	事後	公的給付支給等口座登録制度(以下、「公金受取口座登録制度」という。)の開始による追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 10 93の2の項 第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二 19の項	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)。以下、「番号条例」という。)第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項 別表第二 第19項、第19の2項	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2 16の3 115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2 第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3 第13条 第13条の2 第59条の2	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 第16の2項、第16の3項、第115の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 3 番号条例 第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	I 基本情報 (別添1) 事務内容	—	【図の変更点】 上段に予防接種費用助成(償還払いによるもの)と健康被害救済給付にかかる情報の流れを追記。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】評価実施機関内の他部署(区民課)	【○】本人又は本人の代理人 【○】評価実施機関内の他部署(区民課) 【○】行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】庁内連携システム 【○】その他(詳細略)	【○】紙 【○】庁内連携システム 【○】情報提供ネットワークシステム 【○】その他(詳細略)	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【(公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置)については、記載なし】	【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 接種費用の助成申請で公金受取口座での受取希望が生じる都度 予防接種健康被害救済申請及び障害年金申請で公金受取口座での受取希望が生じる都度	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【(公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置)については、記載なし】	【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 番号法第9条第1項 別表第一の第10項、第93の2項、第19条第8号 別表第二の第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2項、番号法別表第二の主務省令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2、番号条例 第11条の2 別表第一 第18項、第19項、第20項を根拠としている。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	〔【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】については、記載なし〕	【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 本人の意思と同意を明確にするため、助成や救済にかかる申請書には、「振込口座記入及び通帳等コピー提出」または「マイナンバー記入及び口座情報利用の同意」を選択記載できることを記載して、同意の確認を行っている。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 6. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	〔【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】については、記載なし〕	【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 申請書で公金受取口座での受取希望(同意)があった場合、情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、申請書の口座情報欄に転記する。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(予防接種台帳) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し(後略)	【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 マイナンバー及び公金受取口座情報を記載した申請書については、管理台帳に申請日、照会日等の特定個人情報取得日、保存年限、保管場所、取扱者名を記載して、施錠できる書棚に保管する。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和4年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	〔【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】については、記載なし〕	(前略) 【公的給付支給等口座登録制度開始に伴う措置】 助成や救済にかかる申請書には、「振込口座記入及び通帳等コピー提出」または「マイナンバー記入及び口座情報利用の同意」を求めて、同意確認を明確にするとともに、照会は申請の都度行って申請書に転記し、特定個人情報に記載した申請書としてシステムへの登録は行わず、帳票での適切な管理を行う。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。システムへの機能追加はなく、緊急時の事後評価対象。
令和5年6月21日	Ⅰ 基本情報 5個人番号の利用	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号。以下、「番号条例」という。)第11条の2	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号。以下、「番号条例」という。) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅰ 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3 番号条例第11条の2	3 番号条例第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 公表場所	個人情報取扱業務登録簿 港区役所区政資料室	健康管理システム 港区ホームページ	事後	港区ホームページで個人情報ファイル簿を公表したため
令和6年6月21日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)による予防接種対象者及び接種券情報、予防接種記録の登録管理事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	●予防接種の実施対象者の把握 ●予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ●予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ●予防接種による健康被害救済に関する事務 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領・通知する電子申請事務 ●予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ●予防接種記録に関する他市区町村照会・提供事務	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②事務の内容 システム5	略	全削除	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅰ 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	1 番号法 第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅰ 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	保健予防課長事務取扱 参事	事後	人事異動のため。
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	みなと保健所保健予防課 みなと保健所新型コロナウイルスワクチン接種担当	みなと保健所保健予防課	事後	組織改編のため。
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 港区からの転出者について、転出先市区町村へ港区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(全削除)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、ほかの予防接種に係る事務に統合されたため。
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	略	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目) 1 自治体コード 2 接種券番号 3 接種状況(実施 未実施) 4 接種回 5 接種日 6 ワクチンメーカー 7 ロット番号 8 ワクチン種類(※) 9 製品名(※) 10 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 11 証明書ID(※) 12 証明書発行年月日(※) ※は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	(全削除)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、ほかの予防接種に係る事務に統合されたため。
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ システム(VRS)は、特定特定個人情報の適切な取扱いに関する個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府ガイドライン、政府機関機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発に準拠した開発運用が運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 主なセキュリティ対策は次の通り。 ①論理的に区分された港区の領域にデータを保管する ②当該領域のデータは暗号化処理をする ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している ④国、都道府県からは特定個人情報へアクセスできないように制御している ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している ⑥(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている ⑦(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ①港区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ②港区の領域に保管されたデータは、他機関からは消去できない。 ③クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についての措置) ①転入者本人から個人番号を入手する場合 港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村から個人番号を入手する場合 港区からの転出者について、区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(上記の続き) ③転出元市区町村から接種記録を入手する場合 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、港区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能を利用する場合 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入手の際に紛失するリスク	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要なない情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ①特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LG-WAN端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する、②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用し、また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す、③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す、④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う、⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去し、管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限とするため、以下の3つに限定している。 ・港区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・港区からの転出者について、港区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号は含まれない。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 情報保護管理体制の確認	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意し、この確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。 ●確認事項に規定されている事項 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するために他市区町村へ個人番号を提供する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供する際は、転出元市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 港区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供する際は、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 特定個人情報を提供するのとは、転出元市区町村から港区への転入者の接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場合のみとし、必要最小限に限定している。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的安全管理措置を満たしている。 ①サーバー設置場所等への入退室記録記録管理、施錠管理管理、施錠管理が行われている。 ②日本国内にデータデータセンターが存在するクラウドサービスを利用利用している。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインが求める 技術的安全管理措置を満たしている。 ①論理的に区分された港区の領域にデータを保管している。 ②当該領域のデータは、暗号化処理をしている。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ⑤当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク 1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(上記の続き) ⑥LG-WAN 端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能) ⑨証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ⑩キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅳその他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅳその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督を行っている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅳその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行っている。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。
令和6年6月21日	Ⅳその他のリスク対策 3.その他のリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築している。	(全削除)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)の終了のため。